

第3章 保存管理計画

1. 保存管理の基本的方向性

(1) 遺跡の特性・価値

史跡大友氏遺跡は、大分市中心部に近接した場所に所在し、遺跡の大部分は大分川の自然堤防上に立地している。これまでの発掘調査において遺構・遺物が顕著に確認できる年代は14世紀以降であり、旧万寿寺の創建時期である徳治元年(1306)とおおよそ重なっている。また、文禄2年(1593)に大友氏が除国されて以降、新たに府内城下町が築造されて町全体が移転したことから、江戸時代になると寺院や町の跡地は農地化し、近年までその状態が続いた。このため、戦国時代の豊後府内の遺跡は地下に面的に残されてきたと同時に、地割痕跡も地籍図上に比較的良く残されたものと考えられ、文化財としての価値が今日まで継承されている。

大友氏遺跡の特性は、これまでの調査研究の成果に基づき、「大友氏400年の拠点」、「中世を代表する守護館の典型」、「地方最大級の禅宗寺院跡」、「南蛮文化発祥の地」、「国際貿易都市遺跡」、「機能分化した城館」を挙げることができる。この6つの特性こそが、史跡として守り伝えるべき本質的価値である。

また、史跡の周辺部には「中世大友氏に関連する重要な遺跡・推定地」や「現在の町割りに継承される中世都市の地割」が存在する。これらは、中世大友氏の拠点として存続し続けた都市であるという史跡の価値を補完し、一体で保全を図るべき環境と捉えるものである。

(2) 保存管理の目指すべき方向性・課題

史跡大友氏遺跡は、積極的な海外交流を推進した九州を代表する大名、大友氏の館と関連する寺院や都市の遺跡であり、歴史上重要な遺跡であるとして国史跡に指定されている。史跡としての保存管理とは、大友氏遺跡の本質的価値を守り伝えることを基本的な考え方とする。すなわち、本質的価値をあらわす要素を将来にわたり保存すると同時に、その都市としての空間的まとまりを実感できるように、史跡は周辺環境と一体的に保存管理に努める必要がある。

史跡指定地は、大分市が遺跡の保存を決定して以降、指定範囲を拡大し、公有地化や暫定的な大友氏遺跡体験学習館を設置するなど、文化財の保存と活用を積極的に進めてきた。しかし、史跡指定地は予定地も含めて広大な範囲であり、今後も引き続き追加指定を進める必要がある。すでに史跡となった土地は公有地化を進めており、史跡予定地も含めて住宅地や農地等が混在する状況は当面つづくため、史跡の価値が十分に認識されないまま損失することのないよう、文化財保護に対する理解と協力を得ていくことが必要である。樹木の成長や施設の劣化等により、遺跡の保存に影響を与える要因がみられる場合には、速やかに除去する必要がある。

史跡の価値を守り伝えていくという考え方のもと、個々の課題を把握し、具体的な保存管理の方法について指針として定めることにより、行政と所有者、市民が連

携して適切な保存管理を実行していくことが必要である。

(3) 保存管理の基本方針

史跡の価値及び目指すべき方向性を踏まえた、保存管理の基本方針は以下のとおりとする。

- 大友氏遺跡の範囲について史跡の追加指定を継続し、史跡の本質的価値を構成する諸要素の確実な保存を図る。
- 学術調査を計画的に実施し、遺構の遺存状況の把握に努めるとともに、破損や修理を要する場合は速やかに保存のための措置を講じる。
- 歴史公園として公開し、史跡の本質的価値の顕在化を図るとともに、安全かつ快適な環境づくりに取り組む。
- 史跡地内外の地形地割・歴史的景観を踏まえた景観保全・形成を推進する。
- 近代から現代にかけて付加された様々な土地利用においても、関係諸機関と連携・調整しつつ、史跡の価値を伝えるような工夫に努める。
- 史跡の価値を踏まえた、保存管理の方針・方法と、現状変更の基準・手続きを明確に示すことにより、関係者間による円滑な保存管理体制を整える。

2. 大友氏遺跡の構成要素の分類・抽出

(1) 大友氏遺跡の構成要素の分類

大友氏遺跡の構成要素について、以下のとおり分類した。

①史跡大友氏遺跡の構成要素（史跡及び保護すべき範囲を含む）

ア) 史跡の本質的価値を構成する要素

大友氏遺跡の特性「大友氏 400 年の拠点」、「中世を代表する守護館の典型」、「地方最大級の禅宗寺院跡」、「南蛮文化発祥の地」、「国際貿易都市遺跡」「機能分化した城館」をあらわす要素であり、史跡の本質的価値の根幹として、確実に保存すべき要素である。

主に、地下に埋蔵されている遺構が該当するが、地表に現れている要素として、上原館跡の土塁や旧万寿寺地区の伝経蔵跡などもこれに含まれる。

イ) 本質的価値と密接に関わる要素

本質的価値を構成する要素ではないが、近世期の石碑などは、現地において永く保存され大友氏遺跡を理解するために重要な諸要素である。また、発掘調査によって取り上げられ保管されている遺物の中に、大友氏遺跡の価値を伝えるために不可欠なものが含まれている。

これらは史跡の本質的価値を補完する要素として特定し、保存管理上、上記ア)の要素に準じて適切に取り扱うものとする。

ウ) 史跡の本質的価値を構成しない要素

史跡地内に含まれるア) とイ) 以外のすべての要素が該当し、大きく 6 つに分類する。この中には、史跡の保存管理上有効なものとそうでないものが含まれる。

- 1) 自然地形
- 2) 森林及び自然樹木
- 3) 史跡の保存管理又は公開活用を目的とした建造物・工作物
- 4) 居住・商業又は宗教活動等を目的とした建造物等
- 5) 農地および関連施設
- 6) その他（上記以外の人工物、道路等）

②史跡の周辺地域の環境を構成する要素

史跡の周辺部に存在する、「中世大友氏に関連する重要な遺跡・推定地」や「現在の町割りに継承される中世都市の地割」は、史跡の価値を補完し一体で保全を図るべき周辺環境と位置付ける。

史跡の周辺環境として保全を図るべき具体的な範囲としては、中世大友府内町跡

(埋蔵文化財包蔵地)を目安とする。現在、住宅地・商業地・工場・農地など様々な土地利用がなされている範囲である。

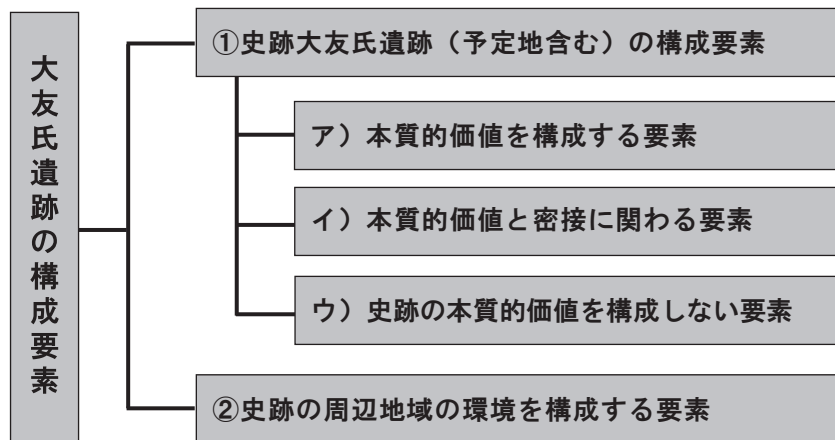


図 3-1 大友氏遺跡の構成要素の体系図

(2) 大友氏遺跡の構成要素の分類一覧

大友氏遺跡の構成要素について、エリア別に抽出して、表 3-1 に整理した。

②史跡の周辺地域の環境を構成する要素についても、①と同様にア)～ウ)の分類を行ったが、今後、豊後府内の歴史を理解するために重要な要素については詳細を検討し、さらなる特定を進める必要がある。

表3-1 大友氏遺跡の構成要素の分類一覧

		①史跡大友氏遺跡の構成要素		
		ア) 本質的価値を構成する要素	イ) 本質的価値と密接に関わる要素	ウ) 本質的価値を構成しない要素
史跡・保護すべき範囲	大友氏館跡	<ul style="list-style-type: none"> 中心建物の盛土跡（地形的高まりが残存） 地下遺構（庭園跡・区画塀等） 	<ul style="list-style-type: none"> 出土遺物（元青花、元青磁器台、メダイ、大量のかわらけ） ※以下、大友氏館跡内外を含む出土遺物（島津侵攻による火災一括遺物、東アジア陶磁器類、キリシタン関連遺物）	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、マンション等建築物 植栽樹木（住宅地に存在） 鉄道残存敷 国道10号歩道 国道10号旧道及び残地 市道及び下水管 史跡の公開活用施設等（説明板・文化財資料室）
	旧万寿寺地区	<ul style="list-style-type: none"> 伝経蔵跡（基壇残存） 北側堀跡（地形が残存） 地下遺構 	<ul style="list-style-type: none"> 伝経蔵跡石碑（近世） 	<ul style="list-style-type: none"> 農地及び関連施設 住宅、病院等の建築物 市道 史跡の公開活用施設等（大友氏遺跡体験学習館・多目的広場・説明板）
	旧万寿寺跡北側エリア	<ul style="list-style-type: none"> 古道（第1南北街路） 地下遺構（御内町、清忠寺町、堀之口町） 		
	唐人町跡	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構 	——	<ul style="list-style-type: none"> 住宅、商業施設等建築物 国道10号歩道
	推定御蔵場跡	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構 	——	<ul style="list-style-type: none"> 農地及び関連施設 住宅、アパート等建築物 市道
	上原館跡 ・H26.1申請済	<ul style="list-style-type: none"> 人為的な地形（縄張り）（南側土塁、北西張出部）（北西部土塁、北側斜面の削平地） 地下遺構（土塁跡・空堀跡・館内部の整地層） 	——	<ul style="list-style-type: none"> 森林及び植栽樹木 住宅、マンション等建築物 農地及び関連施設 神社（祠・鳥居） 記念碑 説明板
		②史跡の周辺地域の環境を構成する要素		
		ア) 本質的価値を構成する要素	イ) 本質的価値と密接に関わる要素	ウ) 本質的価値を構成しない要素
歴史公園	利便施設 A地区 B地区 C地区	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構（未調査） 	<ul style="list-style-type: none"> 市道頭徳元町線（第2南北街路の影響を受けた近世古道） 	<ul style="list-style-type: none"> 国道10号 その他道路及び関連施設 農地及び関連施設 建築物（住宅・商業店舗・工場等） 鉄道用地及び鉄道残存敷 など
重要遺跡	大友氏館跡南側 JR高架下及び高架側道	<ul style="list-style-type: none"> 地下遺構 	——	
	旧万寿寺跡 庄の原佐野線部分			
	キリスト教関連遺跡 推定ダイウス堂跡 推定コレジオ跡			
中世大友府内町跡 （埋蔵文化財包蔵地）		<ul style="list-style-type: none"> 地上に表出する地割（道すじなど） 地下遺構 	<ul style="list-style-type: none"> 寺社、石造物、古文書（動産）等が想定される。 	

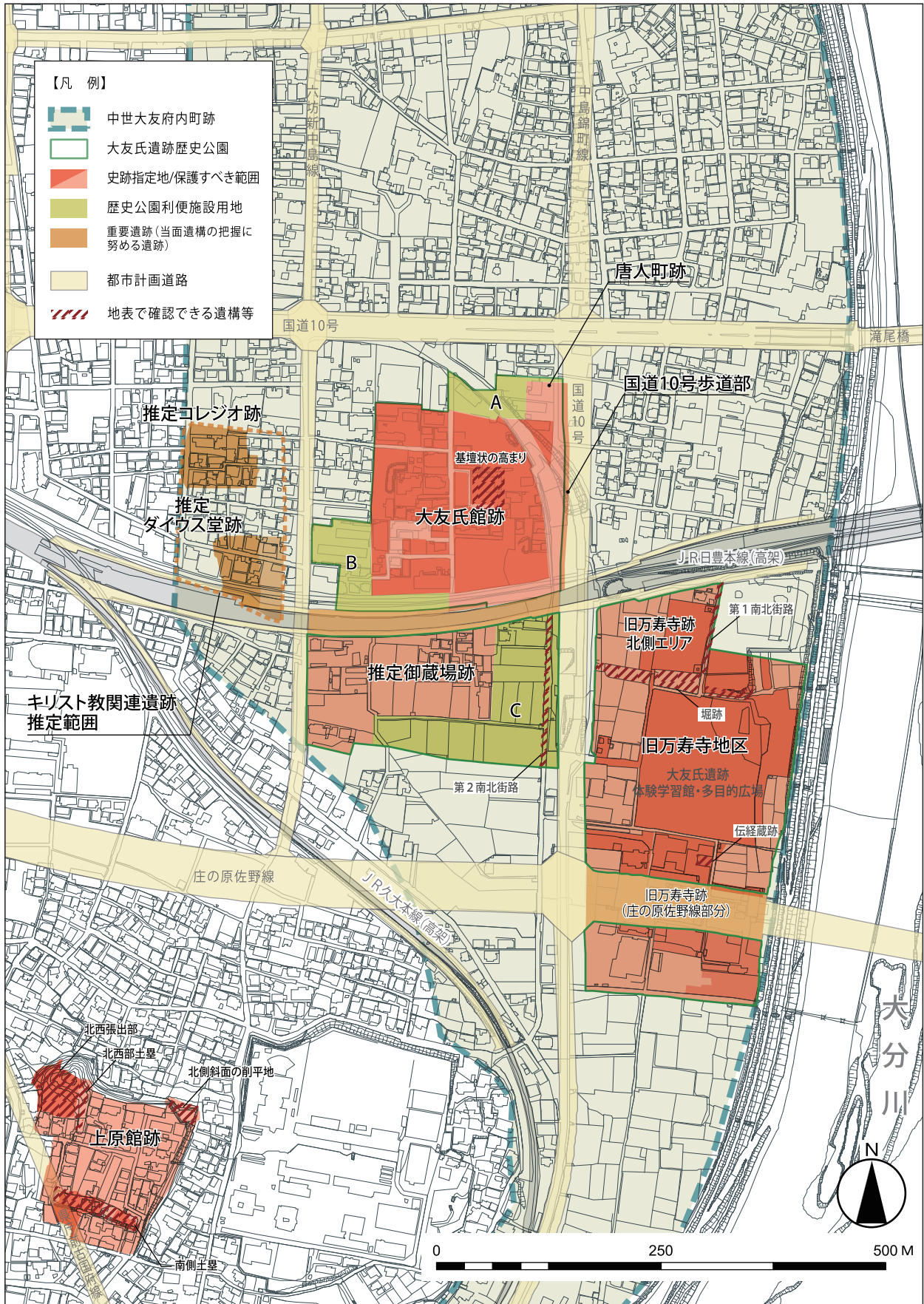


図 3-2 保存管理計画の対象範囲及び構成要素の位置

3. 史跡大友氏遺跡の保存管理方針

大友氏遺跡の史跡指定地（保護すべき範囲を含む）について、各地区の価値、遺跡の保存状況、調査や公有化の進捗状況等を踏まえ、保存管理方針を示す。

(1) 大友氏館跡

地区の概要	<p>○大友氏館跡は、中世の豊後国守護職大友氏の拠点であり、九州北半を支配した壮大な大名屋敷が存在した場所である。館は政務や儀式を行う場であった。大規模な中心建物跡や庭園跡、外郭施設、大量のかわらけや高級陶磁器等の遺物も確認されている。</p> <p>○大友氏館跡は歴史公園整備に向けて、最も公有化が進んでいる地区であり、整備に向けた発掘調査も進行中である。</p>
基本的方向性	<p>○中世豊後を支配した大友氏の歴史を伝える、シンボル空間として整備し公開することにより、史跡の価値の顕在化を図り、活用を促進する。</p>
保存管理の方法	<p>【史跡指定地】</p> <p>○往時の大友館の空間構成の解明に向けて、必要な発掘調査を進める。</p> <p>○歴史公園としての整備は、地下遺構を確実に保存した上にて行うものとする。</p> <hr/> <p>【保護すべき範囲】</p> <p>○史跡として保護すべき範囲のうち、民有地については史跡指定及び公有地化を促進する。公共用地については、周辺部の道路整備状況等と調整しつつ、早期指定に取り組むものとする。</p> <p>○旧国道10号や生活道路としての利用が継続している市道（準市道）については、当面遺構の保存との調整を図りつつ存続するが、将来的には廃道とする。</p> <p>○国道10号歩道部の整備を行う場合は、遺構の保存を前提として行うものとし、史跡に調和した景観形成に努めるものとする。</p> <p>○旧頭徳町文化財資料室は、大友氏遺跡に関する調査拠点としての役割と保管していた出土遺物等を既に埋蔵文化財保存活用センターに移転済みであり、建物は史跡整備の進捗に合わせて撤去したのち、敷地を指定する。</p>

(2) 旧万寿寺地区

<p>地区の概要</p>	<p>○大友氏の菩提寺であり、14世紀前半には九州最大規模の格式を誇る禅宗寺院であった、万寿寺が存在したエリアである。16世紀後半には東西約250m以上、南北約350m、計7.2haの巨大寺院であったと推定される。その北側には、武家地・商業店舗地・手工業者地等が混在するエリアがあったと推定されている。</p> <p>○公有化済の土地は、公開活用施設として暫定整備され、毎年利用者が増えつつある。</p>
<p>基本的方向性</p>	<p>○大友氏の歴史や文化に親しむ交流空間として、整備し公開する。</p>
<p>保存管理の方法</p>	<p>【史跡指定地】</p> <p>○大友氏遺跡をテーマとした情報発信の場として、当面は公有化済みの範囲を対象とした現状の利用を継続する。</p> <p>○遺跡の保存上必要と判断される状況が見られる場合、所有者等と協議の上、公有化を行うものとする。</p> <p>○内部空間の使い方（伽藍配置等）は判明していないことから、往時の旧万寿寺の空間構成の解明と将来的な復元整備に向けて、必要な発掘調査を進める。</p> <p>○旧万寿寺地区北側エリアは、中世大友府内町の初期段階に形成された第一南北街路を軸として発展した商工業者地と推定されるため、大友氏遺跡の都市機能の解明に向けて、必要な発掘調査を進める。</p> <p>○伝経蔵跡については、学術調査を行い、遺構の保存状況を確認したのち修復等の措置を行うものとする。近世期に設置された石碑は、必要に応じて修復した後、大友氏顕彰の歴史として保存する。</p> <p>○農地としての利用が当面続く場合は、遺構の保存に影響を与えないよう十分配慮して行うものとする。</p> <hr/> <p>【保護すべき範囲】</p> <p>○所有者等に史跡の価値を周知し、遺跡保存の協力を得て、史跡の指定を進める。</p> <p>○土地の公有化は、当面の間積極的には行わない方針とする。ただし、遺跡の保存上必要と判断される状況が見られる場合、所有者等と協議の上、公有化を検討する。</p> <p>○農地としての利用が当面続く場合は、遺構の保存に影響を与えないよう十分配慮して行うものとする。</p>

(3) 唐人町跡

地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○町屋遺構や木戸跡が確認され、特徴的な出土遺物から、大友館に隣接する唐人町跡と推定されており、現在は宅地や店舗が存在する。 ○史跡として保護すべき範囲であるが、史跡指定は未着手である。
基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○国際貿易都市の特性を伝える場所として、大友氏館跡と一体で史跡の価値の顕在化を図る。
保存管理の方法	<p>【保護すべき範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○復元整備を目指して必要な発掘調査を進める。 ○史跡指定及び公有地化を促進する。 ○市道錦町10号は廃道とし、国道迂回路は北側に代替道路を整備する。 ○国道10号歩道部の整備を行う場合は、遺構の保存を前提として行うものとし、史跡に調和した景観形成に努めるものとする。

(4) 推定御蔵場跡

地区の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○大友館に隣接する公共的な空間（御蔵場含む）が推定される場所であり、現在は宅地や農地となっている。 ○史跡として保護すべき範囲であるが、史跡指定は未着手である。
基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○遺構保存の調整を図りつつ、住宅及び農地の利用を継続する。
保存管理の方法	<p>【保護すべき範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○所有者等に史跡の価値を周知し、遺跡保存の協力を得て、史跡の指定を進める。 ○土地の公有化は、当面の間積極的には行わない方針とする。ただし、遺跡の保存上必要と判断される状況が見られる場合、所有者等と協議の上、公有化を検討する。 ○住宅・農地の利用を前提としつつも、地下遺構の保存と史跡としての景観の調和に努める。

(5) 上原館跡

<p>地区の概要</p>	<p>○堀と土塁に囲まれた大友氏の軍事上の拠点であり、豊後府内のま ちを俯瞰できる位置関係にある。</p> <p>○現在、館内部は主に住宅地となっている。また、土塁の一部は公 有化・借地され、その一部は公園整備を行っている。</p>
<p>基本的方向性</p>	<p>○遺構保存との調整を図りつつ、住宅地としての利用を継続する。</p>
<p>保存管理の 方法</p>	<p>【史跡指定地】</p> <p>○南側土塁、北西張出部に破損が見られる場合は、適切に復旧・修 理を行うものとする。特に、土塁上には、成長した樹木、記念碑 などが存在し、遺構の保存に影響を与えている可能性について詳 細に確認を行い、必要に応じて植生管理、除去・移転等を進める ものとする。</p> <p>○遺跡の保存上必要と判断される状況が見られる場合、所有者等と 協議の上、公有化を行うものとする。</p> <p>○史跡指定地にかかる都市計画道路「県庁前古国府線」は、変更ま たは廃止の手続きに向けた調整を進める。</p> <hr/> <p>【保護すべき範囲】</p> <p>○所有者等に史跡の価値を周知し、遺跡保存の協力を得て、史跡の 指定を進める。</p> <p>○住宅地の利用を前提としつつも、地下遺構の保存と史跡としての 景観の調和に努める。</p>

4. 史跡の現状変更の取扱い方針及び基準

大友氏遺跡の価値を損なうことなく将来にわたり保存するために、文化財保護法における現状変更の取扱いに関する基本的事項を示すとともに、史跡地内において予測される各種の現状変更に対する取扱い基準を示す。

(1) 現状変更の取扱いに関する基本的事項

指定された史跡は、その価値を損なうことなく保存し管理する必要がある、指定地内において「その現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとする場合」は、文化財保護法第125条に基づき文化庁長官などの許可（国の機関である場合は法第168条の同意）が必要となる。

史跡大友氏遺跡において、現状変更の許可申請が必要となる行為として多様な事項が想定されるが、それらは、史跡の価値を充分踏まえたうえで検討し実施する必要がある、事業主体は文化庁及び大分市教育委員会と協議を行ったうえで、許可を受けなければならない。

地下掘削を伴う現状変更に際しては、事前の発掘調査などを実施（軽微なものは立会い）し、重要な遺構が確認された場合は、遺構を保存するための措置を検討して許可を得る必要がある。また、規模の大きな現状変更に際しては、学識経験者で構成される委員会に意見を求めるなど、学術調査の結果を踏まえたものとして実施することが望まれる。

【資料】文化財保護法に基づく現状変更等の許可の区分

①現状変更を認めることができない行為
<p>ア. 史跡の保存管理計画に定められた基準に反する場合</p> <p>イ. 史跡の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合</p> <p>ウ. 史跡の景観を阻害又は価値を著しく減じると認められる場合</p>
②現状変更の許可が必要な行為
<p>○現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（文化庁による許可）</p> <p>現状変更の申請が必要な行為のうち、下記の大分市教育委員会による許可以外の行為</p>
<p>○軽微な現状変更又は保存に重大な影響を及ぼさない行為（大分市教育委員会による許可）</p> <p>ア. 3ヶ月以内の期間を限って設置される小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が120㎡以下のものをいう。）の新築、増築、改築又は除却</p> <p>イ. 工作物の設置、若しくは設置後50年以内の工作物の改修若しくは除却（ただし、土地の形状を変更しないで行われるものに限る）</p> <p>ウ. 道路の舗装若しくは修繕（ただし、土地の形状を変更しないで行われるものに限る）</p> <p>エ. 管理団体等による史跡の管理に必要な標識その他の施設の設置、改修又は除却</p> <p>オ. 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修（ただし、規格、規模、位置の変更を伴わないものに限る）</p> <p>カ. 木竹の伐採（史跡の保存活用に影響を及ぼす樹木の伐採）</p>
③現状変更の許可を要しない行為
<p>「現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りではない」（文化財保護法第125条）</p>
<p>a. 維持の措置</p> <p>特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（昭和26年文化財保護委員会規則第10号）第4条に規定される「維持の措置」</p> <p>ア. 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく指定当時の原状に復するとき</p> <p>イ. 史跡がき損し、又は衰亡している場合において、き損・衰亡の拡大を防止するための応急措置をするとき</p> <p>ウ. 史跡の一部がき損し、又は衰亡し、かつ当該部分の復旧が明らかに不可能な場合において、当該部分を除去するとき</p>
<p>b. 非常災害のために必要な応急的措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において執られる応急的措置。 ・事故等により緊急的対応が必要な場合に執られる現状に復する行為。
<p>c. 保存に及ぼす影響が軽微な場合</p>

(2) 現状変更の取扱いの方針

大友氏遺跡の史跡地内には、大分市が取得し、文化財の保存活用に供する予定の土地のほか、道路などの公益上必要な施設や、一般の住宅地、商業施設、農地、それらに伴う工作物や埋設物等が含まれており、文化財としての価値の保存を前提としながらも、これらの機能の維持にも配慮した現状変更が行われる必要がある。

本市教育委員会では、これまで史跡指定された「大友氏館跡」、「旧万寿寺地区」は、公有化に伴う建築物・工作物等の除去、あるいは史跡整備に係る現状変更以外は原則的に認めない方針としてきたことから、「上原館跡」(平成25年に追加指定申請済)も含めて今後もその考えを踏襲する。

地区名	現状変更取扱いの方針
大友氏館跡	○公有化に伴う建築物・工作物等の除去、あるいは史跡整備に係る現状変更以外は原則的に認めない方針とする。※
旧万寿寺地区	○公有化に伴う建築物・工作物等の除去、あるいは史跡整備に係る現状変更以外は原則的に認めない方針とする。※
唐人町跡	---該当なし---
推定御蔵場跡	---該当なし---
上原館跡	○公有化に伴う建築物・工作物等の除去、あるいは史跡整備に係る現状変更以外は原則的に認めない方針とする。※

※特記事項：史跡整備に関わる地下遺構の調査は、その目的を明確にしたうえで、適切な範囲で行う場合は認める。

史跡整備は学術的調査の成果に基づくものとし、その方法や効果などを充分検討したうえで行う場合は認める。

保護を目指す範囲のうち、大友氏館跡の国道10号歩道部、唐人町跡、推定御蔵場跡、上原館跡の館内部や空堀跡などについて将来追加指定された際には、道路施設あるいは住環境として維持保全する観点から、あらためて現状変更の取扱方針の検討を行うものとする。

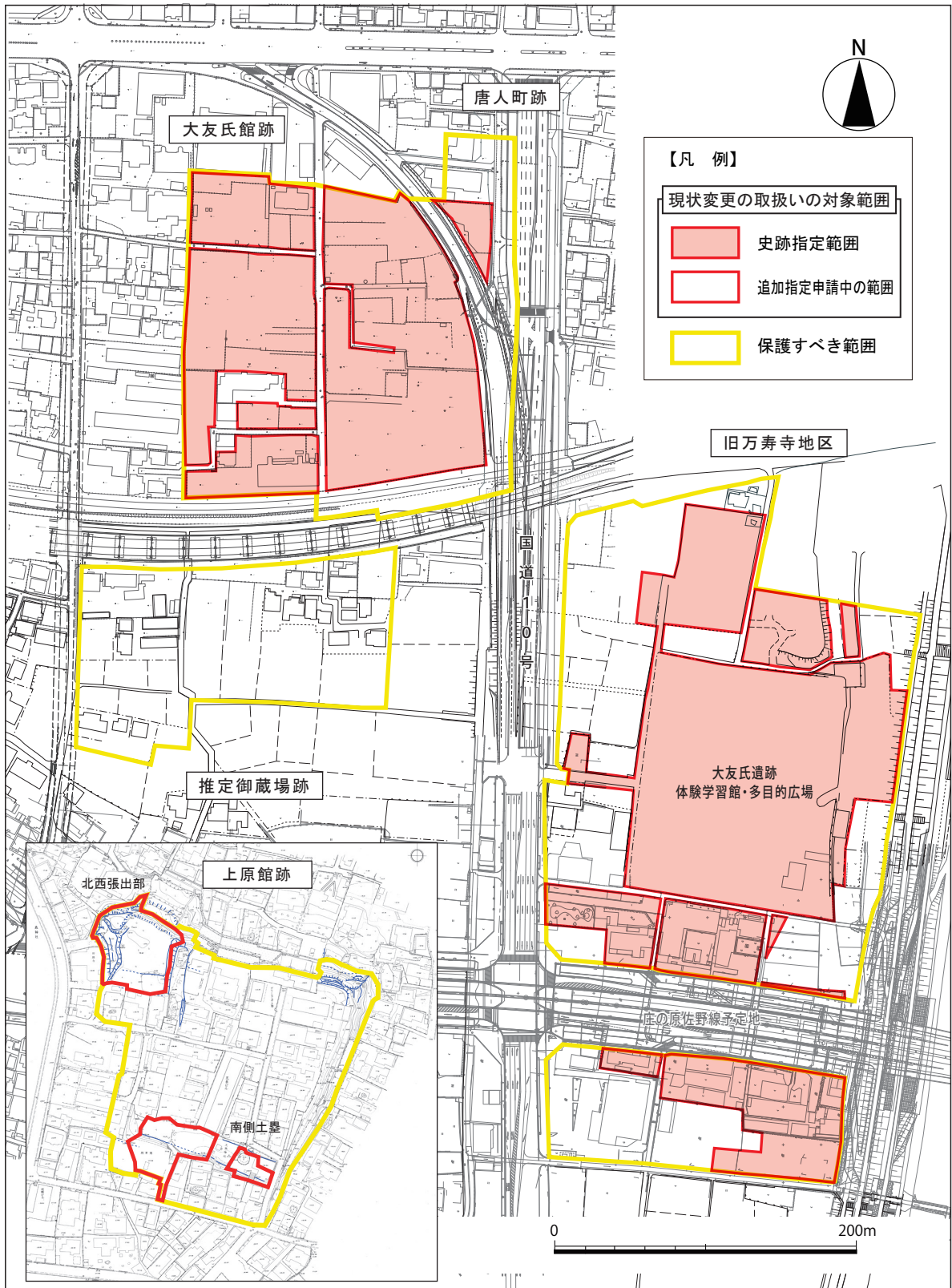


図3-3 現状変更の取扱いの対象範囲（史跡指定範囲・追加指定申請中の範囲）

5. 関連遺跡の保全に関する考え方

(1) 大友氏遺跡歴史公園利便施設用地

大友氏遺跡歴史公園において、史跡と一体的に活用を図る地区として位置づけている「利便施設用地」とは、大友氏遺跡に隣接する3つの地区を計画している。(A地区・B地区・C地区：図3-2参照)

利便施設用地内の民有地については、今後大分市にて取得を進め、道路残地や鉄道残存敷等の公共用地を含め、史跡の公開に必要な諸施設を整備する方針とする。

ただし、大友氏遺跡の保存に関連し、以下の点に留意する。

- 利便施設用地の範囲は、大友氏遺跡の重要遺構（庭園跡等）が地下に存在する可能性があることから発掘調査を実施し、重要遺構が確認された場合は、追加指定等の措置について判断を行ったうえで、最終的に確定を行うものとする。
- 学習交流施設や管理施設、便所、駐車場等の施設整備をする場合には、地下遺構の保存に努めるものとし、発掘調査の成果によって必要が生じた場合は設計変更等により調整を図る。
- 市道顕徳六坊1号線は、第2南北街路の影響を受けた近世古道であることから、線形を残した整備を検討し、今後も継承できるようにする。

(2) 重要遺跡

大友氏遺跡に関連する地下遺構の存在が予想され、追加指定が検討される「重要遺跡」として位置づけている、以下の遺跡に関する取扱いを示す。

①大友氏館跡南側（JR日豊本線高架下及び高架側道）

大友氏館跡南側に位置するJR日豊本線の高架下及び高架側道に関しては、掘削等を伴うような行為に関しては特段の注意を払うよう周知を図り、地下遺構の保存に努めるものとする。

高架側道顕徳町線については、史跡指定が検討される範囲として管理者との協議を継続する。

②旧万寿寺跡（都市計画道路「庄の原佐野線」計画区間）

旧万寿寺地区においては、都市計画道路「庄の原佐野線」が、境内南半を横断する計画で整備事業が進行している。当該計画区間は、大分県による発掘調査の予定があり、今後大友氏遺跡に関わる重要遺構が確認された場合は、保存できるよう設計変更を行うなど調整を図るものとする。

また、道路施工にあたっては、自由通路を設ける等、南北に分断される旧万寿寺跡を一体利用できるよう配慮することについて、事業者と協議を引き続き行うとともに、史跡との景観の調和に努めるよう、事業者と調整を図ることとする。

③キリスト教関連遺跡（推定ダイウス堂跡、推定コレジオ跡）

大友宗麟が建設に関わったとされるキリスト教関連遺跡（推定ダイウス堂跡、推定コレジオ跡）が住宅地の中にあるが、未調査である。また、JR高架部分から鉄道残存敷にかけて、教会付属墓地が所在すると推定される。

このため、所有者の協力を得て、遺跡の解明に努めるとともに、重要遺構が確認された場合はその保存を図り、追加指定を検討する。

（3）中世大友府内町跡

中世大友府内町跡（埋蔵文化財包蔵地）は、現在、住宅地・商業地・工場・農地など様々な土地利用がなされている範囲である。

今後は、「中世大友氏に関連する重要な遺跡・推定地」や「現在の町割りに継承される中世都市の地割」の存在することに着目し、埋蔵文化財の保存とともに、歴史資源の調査も行い、大友氏遺跡に関連する文化財の保護にも取り組むものとする。

- 開発等に伴う埋蔵文化財としての取り扱い（中世大友府内町跡を周知し、新築工事等の際の事前調査）の徹底に努める。
- 発掘調査記録の情報集積（旧地割の確認結果の分析）を進める。
- 近世府内城に移転したとされる寺社や石造物にまつわる伝承、あるいは古文書など、中世大友府内町跡に関連する歴史資料の情報収集に努める。

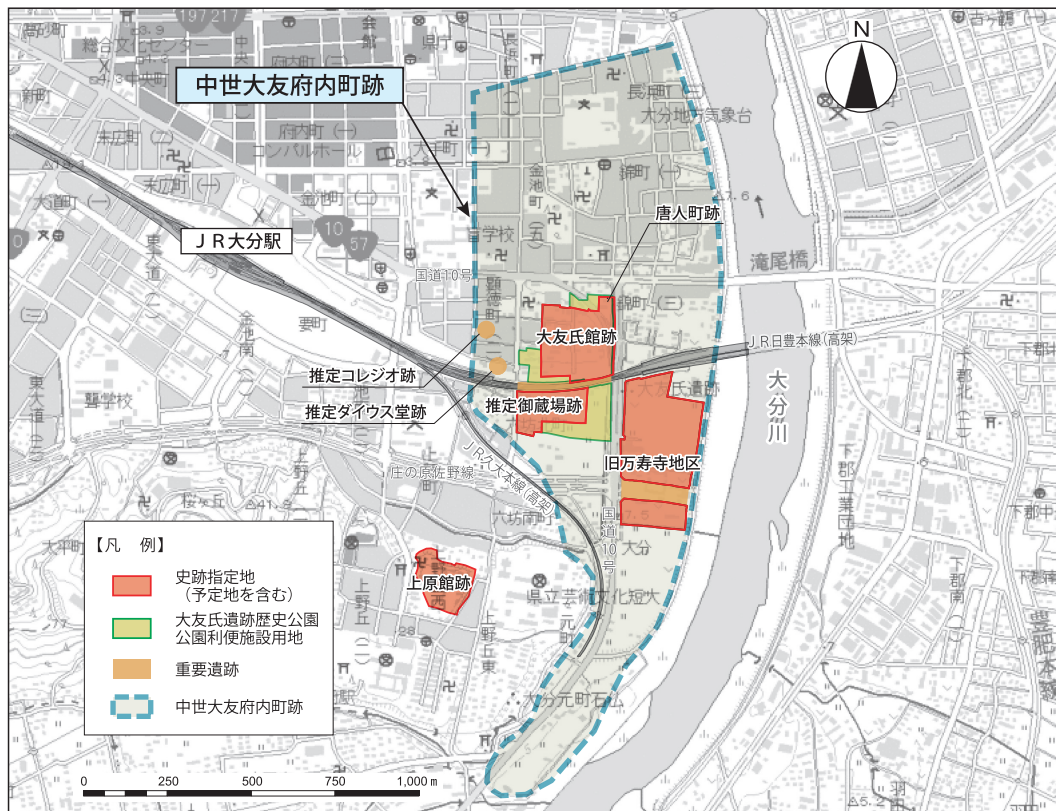


図 3-4 中世大友府内町跡の範囲